

公益社団法人むつ法人会 「入会及び脱会規程」

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人むつ法人会(以下「本会」という。)の定款第6条及び第9条の規定に基づき、本会の会員の入会及び脱会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、この規程の様式1に定める入会申込書を本会に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 入会金は、不要とする。会費の金額等に関する細則については、定款第11条の規定に基づき総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(入会申込書記載事項の変更届出)

第4条 会員は、第2条に定める入会申込書の記載事項に変更があったときは、この規程の様式2に定める変更届により本会に変更の届出をしなければならない。

2 正会員又は賛助会員から届く住所・法人名・代表者名等の変更に係る挨拶状、及び、当会総会への出欠通知書(返信用はがき等)や会費払込取扱票の住所・法人名・代表者名等がゴム印やスタンプで押印されるなど、客観的に様式2に定める変更事項の変更内容が分かる場合は、前項に定める変更の届出は要しないものとする。

この場合、事務局は様式2の変更届の要記載事項欄を記入の上、挨拶状や総会出欠通知書、会費払込取扱票の写しを添付して置くものとする。

(脱会)

第5条 会員は、この規程の様式3に定める脱会届を本会に提出することにより、任意に脱会することができる。

(再入会)

第6条 前条の規定により脱会した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 脱会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

3 定款第8条第5号及び第10条に定める除名により会員資格を喪失した者は、再入

会を認めない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第7条 入会者については、会員の種類ごとに本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 脱会届を提出し脱会した者、及び定款第8条の定めにより会員の資格を喪失した者については、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、別に定める情報公開規程及び個人情報取扱要領に則り慎重に取扱うものとする。

(改廃)

第8条 この規程を改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行うものとする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本一部改正は、令和4年7月1日より実施する。